

原発問題 議会質問

[2007(H19)年9月議会～2011(H23)年2月議会]

1. 2007年(平成19年)9月定例会一問一答質問 [2007年10月1日]

「原発の耐震安全性について」

○尾村利成議員 次に、島根原発の耐震安全性の問題、島根県の地域防災計画について伺います。最初は、地域防災計画です。

島根県の地域防災計画を見てみますと、今から10年前、1996年に策定いたしました4つの想定地震、これを想定しています。松江の南方地震、大田市西南方地震、浜田市沖合地震、津和野町付近地震でございます。私は、この地震想定、再検討しなきゃならないと思うんです。10年前の想定になってます。

例えば、松江を見てみますと、松江は南方地震になってますけれども、しかしどうですか、2002年国土地理院は宍道断層の長さは18キロだと、これは認定しました。そして、昨年10月、日本地震学会で宍道断層の長さが20キロを超えている、このような発表をされています。松江の南方地震、私はこの松江南方の地震被害想定は見直すべきだ、宍道断層や島根原発周辺の実地活断層、そして鳥取沖西部地震を想定すべきだというふうに思いますけれども、県の考えをお聞かせください。

○総務部長(加松正利) 現在の地域防災計画震災編の地震想定でございますけれども、これは県内の歴史地震の資料ですとかあるいは地震観測資料、それから活断層の資料などを調査した上で、活断層などの活動性、都市への影響の度合いなどを考慮いたしまして、県の東部では松江南方にマグニチュード7レベルの大規模な想定地震を設定いたしまして、人的被害やライフラインなどの被害想定を行っているところでございます。

御指摘のありました鳥取県西部地震による県内の被害は、現在の地域防災計画の被害想定を超えるものではございませんでした。また、宍道断層の御指摘がございましたが、これにつきましては現在中国電力におきまして調査中でございまして、今後また調査がなされていくと思っております。

今後、このような中国電力による地質調査等を踏まえまして、これまで想定していた被害規模を大幅に上回るなどの新たな知見が得られましたら、想定地震についても見直すべきかどうかを検討してまいります。

○尾村利成議員 総務部長答弁されましたけれども、私主張したいのは、宍道断層が動いた時期というのは、歴史地震として記録に残っている880年の出雲地震と重なるということが今判明したと聞かれますか。しかし、松江南方の地震は、出雲地震との関係を裏づける科学的根拠はありません。私は、この点で南方地震ではだめだと思えます。もう一度御答弁ください。

○総務部長(加松正利) これは、この地域防災計画による想定地震は、そのような歴史地震以外にもまた地震観測資料あるいは活断層の資料などを総合的に検討した上で、県内4カ所にマグニチュード7規模の大規模な想定地震を設定して、この想定を行っているところでございます。

現在のところ、この宍道断層につきましては、中国電力における耐震性評価の中でまた調査中でございまして、この地域防災計画の被害想定と大きく異なるものとなるかどうか、現時点では判明していないという状況でございます。

したがって、今後このような調査等踏まえまして、新たな知見が得られましたら、想定地震についても見直すべきかどうかを検討してまいりたいと考えております。

○尾村利成議員 私、冒頭言いました。この被害想定やったのは10年前です。もう10年たってます。各県見てみますと、国の交付金使って活断層調査いっぱいやってるんです。例えば、鳥取県もやっている、岡山もやっている、山口もやっている。国の交付金使って活断層調査をやって、そして活断層の調査委員会を各県設置して活断層調査やっているんです。県によっては地震対策室をつくる。そして、県の事務分掌に活断層調査をすることというふうに明確に規定しているんです。

しかし、島根県の場合は、この10年間一切そういう活断層調査に不熱心だった、消極的だった。私は、少なくとも

県として活断層調査徹底してやるべきです。こうしないと、県民の安心、安全はないと思います。どうでしょうか。

○総務部長(加松正利) この地域防災計画の想定地震を想定したときは、相当詳細な検討を行っておりまして、歴史地震はもとより、地震観測資料あるいは当時考え得る活断層の資料などを総合的に検討した上で、県内4カ所にマグニチュード7レベルの大規模な地震を想定しています。ちなみに、鳥取県西部地震はマグニチュード 7.3 で、これ並みの大きな地震を想定しているわけでございます。したがって、今後こういう宍道断層の調査などによりまして新たな知見が得られれば、それにつきましてはこの想定地震についても見直すべきかどうかを検討してまいるという考えでございます。

○尾村利成議員 私は、他力本願言ってるんじゃないんです。知見が得られればではないんです。県として、そういうふうに科学的な研究をしなさいと、すべきではないか、調査委員会をつくるべきではないか、設置するべきではないか、このように今言ってるんです。どうでしょうか。

○総務部長(加松正利) 今申し上げましたように、特に宍道断層についての御指摘ございまして、これにつきましては今耐震性の関係で調査されているところでございます。その調査結果というのは、また2号機及び3号機の関係でまた出てくると思います。そういうふうな知見、そういうふうな調査を踏まえまして、そのような新たな知見が得られる状況になりましたら、そういうふうな専門家による調査検討委員会というものの設置を含めまして、地域防災計画を見直すべきかどうか検討していきたいと思っております。

○尾村利成議員 防災計画は、やはり最新の知見、そして科学的な知見に立って策定しなければ意味がありません。専門家を含めた被害想定検討会の設置を、私は強く求めておきたいと思っております。

原発の耐震安全性について、次に移ります。

新潟県の中越沖地震において、柏崎刈羽原発は設計時に想定した地震動を大きく超えました。政府と電力会社が、原発の地震対策は万全としていた安全宣伝は完全に崩壊しました。原発の地震対策は、抜本的に見直す必要があります。今回の地震を通じて、耐震安全性の確保、初期消防の体制、常備消防との連携など、数多くの問題点と教訓が浮き彫りになりましたけれども、今後の防災対策のあり方についての所見を伺います。

○知事(溝口善兵衛) 原子力の耐震安全性、最も原子力発電の地震におきまして重要なものであります。この安全性が万全に確保されるよう努めることが、私どもの最も重要な課題でございます。

中越沖地震の発生を踏まえまして、国の方は経産省の保安院、それからもちろん内閣そのものもそうでございますが、耐震安全性の見直しを各電力会社に指示をしまして、その報告を求めているところでございます。今、既に昨年の耐震安全性の見直しに伴いまして、各電力会社におきまして評価の作業が進んでおるわけでございますが、その過程において中越沖地震で得られた知見も踏まえて評価をしなさいということでございます。

中国電力の1号機、2号機につきましては、調査の期間を延ばしまして来年の12月末に詳細な報告をするようになっております。3号機につきましては、逆に1年早めて21年12月に報告をするようになっております。その報告をよくチェックをしまして、安全耐震性につきましても具体的な対応が図られるものでございます。私どもは、そうした対応が国及び国の監督指導、それから電力会社の実施、そこをよく注意し監視をして、必要に応じまして適切な対応を求めていきたいと思っております。

○尾村利成議員 知事、私質問の中で初期消防の体制、それから常備消防の連携、これらの問題についての教訓問いましたけれども、答弁漏れがございます。

○知事(溝口善兵衛) その点につきましては、7月20日に国から各電力会社に対しまして自衛消防体制の強化ということで、今尾村議員が指摘されたような事項について強化をするように求められ、それからそういう指示に基づきまして7月26日に中国電力、各電力会社、同じ状態ではありますが、改善計画を国に提出し、私どももその内容を立入調査もいたしましてチェックしたところでございます。

○尾村利成議員 私は、島根原発が中越沖地震のあの規模、あの地震に襲われれば、多大な被害やトラブルの発生は明らかだと思うんです。島根原発において現在、耐震安全性の確保は不十分である。ですから、私は耐震基準の抜本的見直し、これを求めますけれども、所見いかがでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) まさにその新しい知見を踏まえまして、これまでつくられております耐震基準でいいのかどうかという評価をしておるわけでございまして、その実際の評価を見まして新しい基準を設置すべきもんだと、その作業を迅速にやるべきものだと考えておりまして、私どもも国に対しまして、そういう作業につきまして要請をしております。

それから、島根県だけでなく原発が所在してる県とも一緒になりまして、国に対してそういう要請をしているとでございまして、今後とも作業の進行状況等を見ながら国との意見調整等をやっていききたいと思っております。

○尾村利成議員 想定外の揺れが、今回の中越沖地震で4回目なんです。女川原発で2回あった、そして志賀原発であった、今回の柏崎刈羽原発、4回目の想定外の揺れです。このことは、電力会社の活断層の調査に見落としがあったという、このことです。それだけではないんです。国の審査にも誤りがあった、国の評価にも問題があった、私はこのことは明白だと思うんです。知事は、国、国と言われましたんで、私は1つ紹介したいと思います。

9月 11 日です。福島県と福島の県議会が、国に要望してるんです。何を要望してるかということ、何点かあるんですが、大きくって2点、私申し上げておきます。1点目は、国の審査に誤りがあった、このことを深くとらえて、原発の耐震安全性を再評価する公平中立な第三者機関を設置すべきだということ。それから、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離を求めて申し入れをしてるんです。

私は、島根県としてこのくらいなことを国に要望すべきだとは思いますが、いかがでしょうか。知事でも総務部長でも結構です。

○総務部長(加松正利) この耐震安全性の関係につきましては、国において厳格な審査体制がとられるということとは申し上げておりましたが、特に今回の地震を踏まえまして、この原子力事業者の今後の課題と対応について検討を行うために、経産省におきましても、この中越沖地震における原子力施設に関する調査検討委員会というのを、有識者を入れて7月 31 日に設置しております。それによりまして、この検討を踏まえて事業者を適切に監督していくこととしておるところでございます。そういった意味で、国においてもそのような知見を取り入れながら、適切な監督をしていくという考え方でありますし、また我々もそのようにして国に要請していきたいと思っております。

○尾村利成議員 活断層の調査ですけれども、中電が実施する海底活断層調査は、半径 30 キロ圏内でしかないんです。能登半島の地震と中越沖地震は、地震の発生が予測されてない海底で起きてます。すなわち活断層の見落としです。私は、日本海の西部海域において徹底した海域調査を実施すべきだと考えますが、所見はどうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 御指摘のように、国の指示に基づきまして再評価中ですが、海域におきましては島根半島沖合南北 30 キロメートル、東西 60 キロメートルの範囲で海上音波探査を行うことになっております。それから、陸上におきましては、トレンチ調査などを行うことになっておりますが、この調査におきまして半径 30 キロ、それ以外の遠い地域においても問題が想定されるような場合には、それを拡大しなさいというのが国の指示でございますので、私はそういう意味におきまして、中国電力の調査が適切になるものかどうか、よく注視をしていきたいと思っておりますし、必要に応じまして国にも適切な指示を求めるとことをやっていきたいと思っておりますが、今は調査が始まったばかりでございますから、当面は作業を見守っていくということが必要だと思っております。

○尾村利成議員 安全協定の第 12 条に、適切な措置を要求する適切措置要求権が、協定には記されています。すなわち、県が立入調査をやって、その結果周辺地域住民の安全確保のための特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、措置を求めることができるとなっております。知事、この適切措置要求権、県として発動する考えはありませんか、どうですか。

○知事(溝口善兵衛) 御指摘のような安全協定が、中国電力、島根県、松江市の間で結ばれておりまして、御指摘のような条文がございます。私どもは、いつでも必要な事態になれば、その条項によりまして申し入れ等、行動を起こすつもりでございますが、現段階ではまだ調査が始まったばかりでございますので、その状況をよく注視をしたいというのが現時点での考えでございます。

○尾村利成議員 調査の話が出ましたので、調査の詳細の問題聞かせてもらいます。

宍道断層、それから鳥取沖の西部断層、それから鳥取沖の東部断層、鳥取沖の西部断層は 26 キロ、考慮すべき断層です。鳥取沖東部断層は 51 キロの、これまた考慮すべき断層です。この2つの断層が宍道断層、ここと同一線上に存在しているわけです。私は、この連続性の詳細を調査すべきだ、確認すべきだ、これやらないといけないと思うんです。

今回の中越沖地震も、国の方は地震推進本部の方はつながっていると行ってたんだけど、東京電力の方はそれを分離して考えたんです。連続性ではないと言ったんです。だけど、大地震が起きたんです。だから、本当にこの島根の地域、安全守るためには、活断層の連続性の調査が絶対に必要なんです。この点はどうでしょうか。中電は、今やるとは言ってないんです。30キロ圏内だからやるとは言ってないんです。私は、この連続性の調査を県として求めてほしいんです。

それから、もう一点いきます。宍道断層を正確に把握するためにも、1つは古浦湾、それから美保湾の以東です。これは宍道断層の長さを正確に評価するためにやる必要があると思うんです、ここの海域調査。それから、南講武付近の再調査や佐陀本郷、境港の陸域調査を実施すべきである。私は、このことをやらないといけないと思うんです。この2つの御所見お聞かせください。

○知事(溝口善兵衛) 御指摘の宍道断層、それから鳥取沖西部断層及び鳥取沖東部断層等の連続性につきましては、一度平成 12 年であります調査が行われまして、耐震設計上考慮すべき活断層としての連続性はなかったというのがそのときの調査結果でございます。

いずれにいたしましても、耐震安全性を評価、確認する過程の中で、科学的知見に基づきまして、必要が生ずれば調査の範囲を拡大しなければならないと私どもも考えておるところでございますが、将来の私どもの行動を今規定するわけにはまいりませんが、調査、評価の状況を見まして、よく考えてまいりたいと思っております。

○尾村利成議員 時間がもう余りありませんので、最後の財政健全化の問題、移らせてもらいます。

今、中国電力、活断層の話しましたので、私は財政健全化の問題、最初に歳入の確保の問題考えるという上で、平成 22 年3月末までが今期限となっている核燃料税です。私は、この核燃料税は更新はもちろんのこと、税率の引き上げを県として考えるべきだと思いますけども、所見をまず伺いたいと思います。

○知事(溝口善兵衛) 核燃料税は、昭和 55 年に創設をされまして、5年ごとに更新をしておるわけでございますが、核燃料税は法定外普通税として、その税収入を充てるべき財政需要の存在が必要と考えられておられて、更新時にはこのような財政需要を把握しまして税率なども検討することとしておりますので、今の段階で前倒して財政需要の見直しあるいは税率の変更を行うところまでは考えていませんが、基本方針にはそこまでは具体的にお示しをしておりませんが、必要に応じ何が適切かにつきましては、今後の財政健全化を進める過程でよく考えてまいりたいと思います。

○尾村利成議員 核燃料税は法定外普通税です。県独自の課税権に基づく、これは税金です。一般財源であります。近年、原発に係る事故とかトラブルが多発してます。県民の不信感や不安が今高まっています。私は、先ほども言いましたけども、県として活断層調査をやらないといけない、活断層調査をするためにも耐震調査をしっかりと進めていくためにも、核燃料税の税率引き上げは、私は強く要求すべき、このように主張しておきたいと思っております。

2. 2008 年（平成 20 年）6 月定例会一問一答質問 [2008 年 7 月 7 日]

「原発の耐震安全性について」

○尾村利成議員 原発の問題に移ります。島根原発の耐震安全性の評価の問題です。

電力会社中電が3月末に中間報告を出しました。この点で、知事に何点か聞きたいんです。

まず1点目です。活断層の評価ですが、10キロだと言っていたのを、倍以上の 22 キロメートル、こういうふうの評価をしました。これは宍道断層の3度にわたる評価の訂正であります。この活断層の長さの評価変更にあたって、

基準地震動を引き上げました。1号機、2号機、3号機とも 600 ガルへと引き上げました。そして3つ目、私は、この中電が報告したこの調査で今十分だと知事は考えておられるのか、不十分と考えておられるのか。妥当性がどうなのか。その点についてお考えをお聞かせください。

○知事(溝口善兵衛) 宍道断層の長さにつきましては、平成6年ぐらいからでございますが、地質の調査をいたしたり、さらに調査の精度が向上したり、あるいは文献などによる調査などもございまして、そういう知見をもとにして、その時点で評価をしてきたもんだと思いますが、これまでのいろんな議論を中電も考え、今回の中間報告では、例えば航空レーザーの測量により、不明瞭な地形の屈曲、起伏も見逃さないようにとらえるといった新しいやり方も導入をしたり、あるいは活断層の東と西におきまして、トレンチ調査を行うとか、あるいははぎ取り調査を行うと、いろんな可能な研究手段、方法を導入して今回の調査がなされて、より精度の高い調査が行われたと聞いているところでございます。

このほか、地質調査、文献調査のほかにも、あるいはピット調査でありますとか、これまで耐震設計上考慮すべき活断層のない鹿島町古浦の西、美保関町下宇部尾の東を両端として、最大の長さを 22 キロメートルというふうに評価したということでございます。

この点につきましては、国におきましてそういう活断層の調査で妥当なのかと、今中電の中間報告に基づきまして、調査、チェックをしているところでございます。先日もトレンチ調査の現場に国の調査官が出かけて現場を見るとか、あるいは提出されたデータのチェックを今行っておるところでございまして、私どもとしては、国に対しまして厳格な調査が行われるよう要請をしておりますし、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

それから、基準地の振動の大きさが変更になった点でございますが、基準地といえますのは、原子炉があるその地盤のところを基準地というわけでありまして、そこにどの程度の振動が起こるかというのをはかることが、耐震性があるかどうかをチェックする上で大変大事なポイントでございますけれども、その点につきましては、今回の中間報告におきましては、先ほどの宍道断層の長さを 22 キロに拡大をし、長くなりますから振動は大きくなるわけでございますが、そういうものを考慮して、まず基準地の振動の大きさを測定して、計算を出している。

さらにその上に、静岡県浜岡原子力発電所におきまして、そういう従来のやり方で出した基準地における振動の大きさを、一定の余裕を見て耐震性を見なさいかんということで、約3割増し振動が大きいという想定をしております。それに見習いまして、中国電力のほうも、従来の基準地の方法で推定しますと、約 440 ガル、これは振動の大きさでございますけれども、それを3割増しぐらいにして、600 ガルとして耐震性を計算したということでございます。以上です。

○尾村利成議員 私は、この点では、中電は過去の調査の不備、それから不十分さを認めるべきであり、謝罪すべきだと思います。同時に、その中電の調査を妥当と評価した国の審査、この審査も誤っていた、私はこのことが言えると思うんです。この活断層を見れば、中国電力は 98 年に8キロの活断層を認めた。そして、2004 年に 10 キロに訂正した。今度は 10 キロから倍以上の 22 キロメートルに訂正した。それでも安全性は確保されると、こう強弁するわけです。私は、この点で、県民に対してきちっと謝罪もし、説明責任を果たすべきだと思います。調査は私はまだ不十分だと思います。

ある週刊誌は、島根県の活断層は成長する、伸びる、子供の背が伸びるのと違うんですよ。私は活断層の見落とし、見逃しを電力会社は謝罪をしなければならぬと思います。県民の安全を守るためには、私は活断層の評価を科学的にきちっとやるべきだと思います。宍道断層は今 22 キロメートルと中電は規定しました。

しかしながら、海底の活断層です。中越沖地震も海底の未知の断層が動いたわけです。ですから、今度国が海底活断層調査をやるということを知っておりますけれども、これを正確に把握するためには、西で言えば鹿島町の古浦湾の西方、そして東で言えば美保湾東方をきちっと調査をする。私はこのことを強く、島根県として国に言うていただきたいんです。要求していただきたいんです。もちろん、措置要求権を使って中国電力にも措置の協定第 12 条を発動してもらってもいいんですけども、私は国にまず言うていただきたい。知事、要求してほしい。このことを求めますけどどうですか。

○知事(溝口善兵衛) 私どもは、国に対しましても、電力会社による活断層の調査、耐震性の調査、最大限の努力をすべきであるということを申し上げておりますし、それに対しまして、国のチェックも厳格に、極めて厳格に行わなければならないということは常々言っているわけでございます。今、御指摘がありました海底の活断層調査につきましては、国の原子力安全・保安院が直接島根沖において、夏以降実施すると言っておりますから、今その対応を注視をしてるところでございます。

それからさらに、古浦湾の西、美保湾の東につきましても調査対象としておりますので、今その対応を注視をしているということでございます。

○尾村利成議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

新潟県の柏崎刈羽原発は、想定外地震動3つの要因を挙げました。1つ目の要因は、通常よりも大きな揺れを発生する震源影響があった。2つには、深部地盤における不整形性の影響があった。3つ目には、古い褶曲構造による増幅があった。こう言っています。この3つの要因を考慮に入れた耐震安全性の見直しが、この島根原発でも私は求められています。中電に再評価を求めていただきたい。いかがでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 御指摘のとおり、5月22日に、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所の地震観測データの分析に基づいて、従来、想定をしていなかった3つの要因があつて、それによって震度が、揺れの大きさが大きくなったということが報告をされたわけです。これに対しまして、国の原子力安全委員会におきまして、まず原子力安全・保安院ですね。これは経産省のほうですが、そちらに対しまして、柏崎で得られた新しいデータ、新しい分析に基づいて、ちゃんと各電力会社の調査が行われるようにチェックをするように要請をしておるわけでございます。これに対しまして、原子力安全・保安院では、現在、各電力会社が行っております中間報告の審査をしているわけでございますけれども、そういう新たな要因につきましても確認をすつておりますので、私どもは、これに基づきまして、国の保安院のほうから各電力会社に対して必要な指示が出るものというふうに思つておりますし、それからそういう点につきましても問題があるようございましたら、当然、私どもとして、国に対してちゃんと調査をするよつという申し入れをしますが、既に事態は動いておりますから、その方向に進んでおりますから、そこを今は注視をよくしておるという段階でございます。

○尾村利成議員 私は県の努力を次に求めたいと思ふんです。

新潟県は、原発の設備の健全性や耐震安全性を議論をする、そして県に対して技術的な助言を行う技術委員会が設置をされています。私は島根県としても、県独自のチェック体制を強化する機関の設置を求めたいんです。その点で知事、どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 島根県におきましては、原子力発電の安全性に関する私どもに対する専門家による助言の場として、安全対策協議会というのを設けておりまして、その協議会の顧問会議の中に、専門家の方を委嘱して意見をその都度もらつておるわけでございます。御指摘のように、現在の協議会の顧問委員会のメンバーは、環境放射線や原子力工学などのいわば炉についての、原子炉そのものについての専門家でございます。耐震に関する専門家はおられないわけございまして、私どもは、こうした状況を踏まえ、各県でもそういう耐震の専門家をそういう顧問に入れられるということをやつとりますから、私どものほうも早くそういう専門家を確定をいたしまして、顧問になっていただきまして、私どもに適切な助言をいただくよつに検討を今しているところでございます。そう遠からずそういうことを実行したいと思ひます。

○尾村利成議員 知事、今の答弁は、顧問を拡充するということですか。私は、顧問会議は顧問会議で結構なんです。新潟県で言えば安全管理に関する技術委員会ですね、これは国に対しても物を言うわけ。そして、県に対しても助言するわけ。そして、県民に対してもさまざまな問題をわかりやすく伝えるという、こういう役割を持つてるんです。私は、こういう機関の設置を求めてるんですけども、どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 今の協議会におきましては、専門家の方々が意見を交わされて、一つの方向を出されて、それを協議会の場で県民の方々に説明をすつと。それから、私どもに対しても助言をしていただくという仕組みになっておりますから、県民の方々に對しまして、県に対しても意見を言つていただくよつな仕組みになっております。私どもは、それを受けまして、国に対して要請をしたり、あるいはさらに県民の方々の説明についての仕方をよく工夫をしたり、そういうことをやつていきたいと思ひます。今おつしやられたよつな方式は、いろんな形があると思ひますので、どういふ形が適切かよく検討してみたいと思ひます。

○尾村利成議員 県としてのチェック体制の私は機関設置お願ひしたいと思ひます。

最後です。地域防災計画の問題です。

県の今の地域防災計画の地震被害想定は松江の南方です。これはもうだめです。宍道断層が22キロメートル、

そしてこの周りにはいろんな断層があります。地震の巣の状態になってます。今、島根原発周辺は活断層の集中地帯になってます。私は、今早急に、地域防災計画、地震被害想定を見直すべきだ、宍道断層とすべきだ、このことを強く求めますがどうでしょうか。

○総務部長(加松正利) 現行の県の地域防災計画震災編におきましては、県内の歴史地震ですとか地震観測の資料などを調査をいたしまして、都市への影響の度合いなども考慮して、松江南方を含めて県内4カ所にマグニチュード7レベルの大規模な地震が発生した場合の人的被害あるいはライフラインなどの被害想定を行っています。

御指摘の宍道断層につきましては、現在、耐震性評価の中で調査され、また国において確認中です。我々もその関係で説明を受けてまいりますが、その中でこれまで想定していました被害規模を大幅に上回るなどの新たな知見が得られれば、想定地震についても見直すべきかどうか検討してまいります。

濟いません。あと一点補足ですが、今海底の御指摘がありましたけども、海底活断層調査につきましては、先ほど知事が申し上げましたが、国の原子力保安院が直接島根沖において夏以降にこれを実施する予定であるということで、具体的な調査計画が決まれば、県及び松江市に連絡があるということで、実施予定ということでございます。そういうものの知見を踏まえて、被害想定が大幅に上回るというようなことが出てまいりましたら、想定地震についても見直すべきかどうか検討してまいります。

○尾村利成議員 被害規模を大幅に上回る、私は調査結果出たと思いますよ。今までは長さが10キロだったからマグニチュード6.5、今度は22キロ、これはマグニチュード7.1 想定ですね。地震エネルギーで言えば以前のものと比べれば20倍の地震エネルギーだと思います。

私は、県が県民の命と安全を守るためにも、この地震の地域防災計画の見直し、これをやっていただきたいと思っておりますし、徹底した活断層調査をやっていただきたい。そして、こういう危険なところでプルトニウムを燃やす、私はプルサーマルは撤回していただきたい。このことを強く求めまして、質問を終わります。

3. 2009年(平成21年)2月定例会一般質問 [2009年2月27日]

「原発・プルサーマルについて」

○尾村利成議員 最後に、原発・プルサーマルについて伺います。

島根原発は、日本で唯一、県庁所在地にある原発であり、いったん事故が起これば取り返しのつかない大惨事となります。島根原発直近には活断層があり、この活断層の正確な調査なしに原発の安全性は語れません。

宍道断層について、中国電力は当初、原発周辺に考慮すべき活断層はないと強弁していましたが、1998年に8キロへと訂正し、さらに2004年には10キロに訂正。そしてこの度、22キロへと訂正しました。この活断層の存在は、早くから専門家から指摘をされていながらも、活断層はないとし、そして次から次へとその長さを訂正することに対し、住民の不安は高まっています。このことから、中国電力の調査と国の審査は不十分であり、杜撰であったということは明白ではありませんか。

中電が把握していなかった活断層を発見した中田 高・広島工大教授は、今日時点でも徹底した活断層調査をすべきであると主張しています。中田教授は、活断層の可能性が否定できない不自然な地形が東側にあること、西側の古浦湾でも活断層が海底に続いている可能性が大きいと指摘し、トレンチ調査をはじめ、原発沖の海底活断層の確認などの追加調査の必要性を指摘しています。

この間の経緯を見ても、中電や国、そして島根県は、中田教授をはじめ専門家の意見に対して真摯に耳を傾け、徹底した調査を行うことこそ最低限のエチケットであり、責務ではありませんか。

日本共産党は、2月より無作為の市民アンケートを実施しています。今日時点で、216人から郵送で回答が寄せられています。プルサーマルについて、賛成は4%、やむを得ないは20%で、是とする回答は25%にも満たない状況です。一方、プルサーマル反対は27%、やめて欲しいは20%で、約半数の市民がプルサーマルには反対という状況です。そして、プルサーマルはわからないと回答した人は24%に及び、市民に対する説明不足も明確になりました。

市民からの意見としては、「中電はこれだけトラブルを起こしながら安全を言うことは本末転倒だ」「事故が起きた時の状況は説明せず、安全だと言われても信用できない」「国や電力会社は、プルサーマル導入を前提とした説

明会をしているではないか」などの声が寄せられています。

私は、プルサーマルについて、県民の理解と合意形成は全くされておらず、中電の耐震安全性の評価に対し、多くの県民は疑義を持っていると考えます。知事の所見を伺います。

県民の願いは、徹底した活断層調査を実施することです。安全協定第12条では、「県は事業者に対し、適切な措置を講ずることを求めることができる」との適切措置要求権が規定されています。県民の命と安全を守る責務を果たすために、第12条の適切措置要求権を発動し、中電に徹底した活断層調査を求めるべきであります。また、国に対しても、徹底した調査を求めるべきであります。そして、このことなしに危険なプルサーマルの最終的回答は絶対に行うべきではありません。知事の所見を伺います。

○知事(溝口善兵衛) 尾村議員の御質問にお答え申し上げます。

次に、プルサーマルの関連についての質問がございました。

島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画につきましては、平成18年10月に県が基本了解し、中国電力はそれに基づきまして国に計画を提出したわけでありまして、その後、経済産業省原子力安全・保安院が安全性の確認を行う作業を行い、次に原子力安全委員会及び原子力委員会がそのダブルチェックを行って、約2年かけまして審査をした結果、昨年10月にその安全性は確保されるという評価をし、国から中国電力に対して許可がなされたものであります。

この許可がなされて以降、県といたしましてはプルサーマル計画の国による安全審査結果及び耐震安全性の評価についてその内容のチェックを行うとともに、国の説明会や県の安全対策協議会などを通しまして住民の方々にも説明をしてきたところであります。また、県は松江市が主催する住民説明会や安全対策協議会にも出席をいたしまして、これらの説明会等で出された意見等を含めまして国から説明を受け、さらに県の原子力安全顧問がおられますが、そういう安全顧問の方々にも専門的観点からの意見を聞き、プルサーマルの安全性及び耐震安全性の確認の作業を行ってきたのであります。

プルサーマル計画や耐震安全性につきましては、内容が専門的であるだけに理解することは難しい問題でございます。このため、県としても地域住民の方々に広報紙を通じて、あるいは原子力関連施設の見学会を行うとかプルサーマルを初めといたします原子力発電全般についての周知の努力は行ってまいりました。今後とも広報活動を通じまして住民の方々にわかりやすい説明をするよう全力を挙げてまいりたいと考えております。

そこで、次の御質問は耐震安全性、活断層に関連したものでございます。

島根原子力発電所の耐震安全性につきましては、改定された耐震設計指針に基づいて従来より厳しい基準で耐震安全性の評価が行われました。18年9月にそれまで蓄積をされてこられた新しい知見に基づいて耐震安全性が厳しくなったわけでございますが、その指針に基づいて耐震安全性のチェックが国の指示により中国電力において行われてきたということでありまして、

その際、耐震安全性につきましては、宍道断層による地震が発電所のある敷地に最も大きな影響を及ぼす地震であるとされまして、宍道断層の状況の調査をやってきたわけでありまして、その際、中国電力はそれまで寄せられましたいろいろな意見でありますとか批判なども考慮に入れまして、いろいろな方法、いろいろな角度で調査をしてきたわけでありまして、

その結果、昨年3月に中国電力は国の保安院に対して調査の結果を報告をしたわけでありまして、その結果によりますと、宍道断層につきましては西端を古浦西方の西側、東端を下宇部尾東とし、耐震設計上考慮すべき活断層の長さを約22キロとしたわけでありまして、西端、東端についての調査は、概略はこういうことだと理解をしております。西端につきましては、古浦西方の西側よりもさらに西側と、22キロの外の話ではありますが、そこにあります男島でピット調査、これはトレンチ調査の規模の小さいものでありますが、ピット調査等を行って、耐震安全上考慮すべき活断層はないという判断をいたしております。

それから、古浦沖の海上音波探査では断層が認められなかったということがあります。それから、古浦西方では変動地形学的調査というのを行っております。空中写真の判読等から地形を見て判断をする調査のようではありますが、変形した地形は認められないといったことから、古浦西端のこの範囲を決めたということでございます。それから、東端につきましては、下宇部尾東側で22キロの東側の外側で調査を行っておるわけでありまして、美保関町森山から福浦ではボーリング調査、それからピット調査等の結果、考慮すべき活断層が認められないということ、それから下宇部尾東でははぎ取り調査も行いまして、その調査からも断層は認められないということから、22キロということはこの活断層の長さとして確定をしたというふう聞いておるわけでございます。

それから、22キロと想定される場合の地震の揺れの程度は、ガルという単位でございますが、439ガルであります。これに余裕をさらに持たせて600ガルを基準地震動として、そういう震動が起こったためにどう影響が

出るかという調査をしたわけでございます。

それからまた、審議の過程では、国の指示によりまして新潟中越沖地震で得られた知見がありまして、中越沖地震の場合にはこの発電所の下に深い堆積層があったり、その堆積層に褶曲、ゆがみ、曲がりがありまして、それが震源からの地震のエネルギーを増幅するといったことが認められ、そのために地震動が大きくなったということがありまして、地震波の強さをさらに通常の場合の評価から得られるものより1.5倍として耐震性があるかどうかという評価もしたということでございます。

また、国自身は中国電力の評価結果の妥当性を確認するために耐震の専門家で組織するワーキンググループを設置してチェックを行うということで、専門家が現地調査を行ったり、国自身がみずから海上の音波探査を実施しておるといってございます。

こうした説明を私ども受けてきまして、国の独自調査も入れまして、さらに相当の幾重かの余裕も見まして評価をした結果、中国電力が行った耐震安全性の評価結果については妥当だという判断をしたということでございます。

そこで、私どものほうはさらにこの国の評価につきまして県の耐震関係の専門家を去年の秋に3名の方、京都大学の先生等でありますが、を選任をいたしまして、その専門の先生方からも意見をお聞きして、その方々からは特段この評価についての問題はないだろうという意見もいただいたわけでございます。

このような国の評価結果や原子力安全顧問の意見を踏まえすと、国の耐震安全性の評価は妥当であり、島根2号機の耐震安全性上重要な機能、原子炉をとめる、冷やす、閉じ込めるといった機能は確保されているというふうに考えるわけでございます。

今後のことについて申し上げますと、安全協定は島根県、松江市、中国電力、3者が意見の一致をしないと先に進むっていうことができない、そういう仕組みになっておるわけでございますが、仮に3者が今後意見の一致をしたと、それでプルサーマル計画が始まるという、動くということになった場合でございますが、その後におきましてももう了解したんで我々の監視とかチェックはおしまいになるわけじゃありませんで、今後も引き続きチェック、監視は行っていくわけでございます。

例えば、この次にステップは、MOX燃料を欧州の国の工場に発注をするということになります。まだ日本ではそういうMOX燃料はできませんから、発注をして、そこでつくと。つくるのに、既に先行してる県にあります発電所などの状況を見ますと、2年ぐらがかかるといってございまして、MOX燃料がこの島根のほうに計画が順調に進んだとしても2年ぐらいはかかるわけでございます。

それから、先進県ではことしじゅうぐらにはこのMOX燃料が日本にも搬送されて、いつかの時点でこの発生を行う段階に進むんでありましようが、そういう過程でいろんな知見もまた出てくると思えますし、それからあるいは耐震安全性につきましても地震の過去における動きなどから改定もされてきてるわけでございまして、私どもは今後も引き続きそういう新しい知見、経験等を踏まえまして、チェック監視の体制はちゃんと確保していきたいと思っております。

その上で、仮に何か問題があるというようなことであれば、当然でありますけれども、国、中国電力等にもその適切な対応を求めていくということでもあります。当然国も中国電力も、そういうことが起これば、またその時点でさらにチェック、確認をするということも必要になることもあろうかと思えますが、常にその都度、段階段階でチェックをしながら進んでいくという対応で考えております。御質問に対しては以上でございます。

○尾村利成議員 知事に再質問をさせていただきます。

私は、今問題にしてるのは、国が行った耐震安全性評価に対してやはり専門家の間では意見が分かれています。中田教授の話を出しましたが、やはり専門家の間で今の耐震安全性評価ではまだ不十分だと、もっともっと調査する必要があるよと。

知事は、西側の古浦湾で男島のところまでという、そういう話されたですけども、もっと西側の十六島のほうとか、または東側のトレンチで言えばトレンチの箇所をもっとふやせとか、そういうような専門家の指摘があるわけでして、この点で私は国の耐震安全性評価という点ではまだまだ県民、疑義があるというふうに考えてるわけです。国のほうは、もうこれ以上の調査はやらないという立場でございまして、それで私はやはり県として安全協定の第12条の発動を求めたわけですね。プルサーマル等を許可する前に発動してほしいと言ったわけですね。この点で、もう少し踏み込んだ御答弁いただきたいなということでございます。

○知事(溝口善兵衛) 尾村議員の質問に対してお答え申し上げます。

原発の耐震安全性につきまして、御指摘のこの趣旨はよくわかるわけでございます。他方で、それぞれ手続があり、それからステップを踏んでいくわけでございまして、その際には一定の範囲で、あるいはそれまでにいろん

な状況の変化もあるわけですが、その時点での知見に基づいて一定の基準というものができて、行政はそういうものをベースにやっていきませんか、どこまでとするのかってなかなか決めがたいわけですが、そういう意味では基準に基づいていろんな評価をした結果が現在の評価でございますから、現在の段階ではそういうものに基づいて我々も確認するほかはないかなあというふうに思っています。

先ほどの答弁の最後に申しましたが、もちろんこの状況が変わるとか、そういうことがあるのかどうか、今後も引き続き監視をしていくわけですが、そういう過程の中で必要なものがさらに出てくれば、それはまた具体的な話にもなるかと思いますが、段階、段階できちっと監視をしてまいりたいというふうを考えております。

4. 2010年（平成22年）6月定例会一問一答質問 [2010年6月11日]

「原発・プルサーマルについて」

○尾村利成議員 島根原発の問題です。511件もの点検漏れが見つかりました。中電のずさんな保守管理に、県民の怒りが広がっています。この問題は、明らかに安全協定に反する異常な事態でございます。

中電が点検漏れを把握したのは去年の3月です、去年の3月。だけど、ことしの3月30日の公表まで1年間もの間、県にも報告しない、情報も県民に一切公開しない、すなわち点検漏れのまま原発を運転していた。とんでもないことです。県民からは、中電は原発を運転する資格がない、プルサーマルはとんでもない、また国や県は一体何をやってたのか、こういう厳しい批判の声が上がっております。

県として今回の事態をどう考え、再発防止対策に向けての対応をお示しいただきたいと思っております。

○総務部長（赤松俊彦） 今回の島根原発の保守管理の不備に関する御質問でございます。

6月3日に中国電力のほうから、今回の案件に対しまして、その根本原因でありますとか再発防止対策を取りまとめた最終報告書というのが提出をされておるところでございます。再発防止に向けまして、関係者が一丸となりまして取り組んでいくというのがまさしく必要なことでございまして、中国電力におきましては当然全社を挙げての対応が必要でございますし、また指導監督権限を有します国におきましては厳格な指導監督に当たる必要というのがあるわけでございます。加えまして、安全協定を締結をしております地方公共団体であります県、松江市の役割というのも当然重要なものであるというふうを考えておるところでございます。

このような観点から、6月9日でございますけれども、私ども県と松江市が合同で立入調査というのを実施をいたしまして、内容の確認に当たったということをお示しいただいておるわけでございます。再発防止に向けましては、今後、国の指示、検査などが行われてくるわけですが、県といたしましても当然さらに立入検査を行うなど、再発防止対策が確実に実行されるように、これは監視をしていかなければいけないというふうを考えておるところでございます。

○尾村利成議員 何か人ごとみたいな答弁でしたね。県としての責任はどう考えておられますか。

○総務部長（赤松俊彦） 県民の安心・安全を守るというふうな県の責任、当然あると思っております。原発の事故に関しましては、第一義的には当然事業者が責任を負うわけでございます。法令上の規定といたしましては、国に監督権限があるわけです。県といたしましては、当然、第一義的に責任を負う中国電力、あるいは法的に義務を果たさないといけない国が適切にその役割を果たすようにチェックをしますとともに、要請をしていくというふうにしないといけないと思っております。そのようなことに加えて、県独自の立場といたしまして、当然松江市と共同しながら、国、中国電力と連携をとりながら、県民の皆様方に情報を提供して信頼を確保していくということを主体的に行っていかなければいけないというふうと考えておるところでございます。

○尾村利成議員 いや、違います。私言ってるのは、点検漏れを見逃した県としての責任をどう考えているのかと聞いてるんです。

○総務部長（赤松俊彦） 繰り返しの御答弁になりますが、県といたしましては、点検の不備に関しまして、今、関係者が一生懸命取り組みをしているわけです。県もその役割を分担しながら、事業者、国とともに、再発防止のた

めに万全を期していくというようなことをやっていかないといけないというふうに思っておるところでございます。

○尾村利成議員 いや、違いますって。今やってることじゃなくて、点検漏れを見過ごしたことをどう思ってるのかと言ってるんです。

○総務部長(赤松俊彦) 今回の件に関しましては、中国電力のほうから当然御報告があったわけですので、その報告を受けまして、安全体制が確保するように努力をしていく、汗を流していくというのが県の責任であらうかというふうに思っております。

○尾村利成議員 違いますって。言い方、じゃあ変えましょう。安全管理体制の上で県としての責任はなかったのか、あったのか、どっちですか。

○総務部長(赤松俊彦) 原発の安全管理につきましては、当然県民の安全を守らないといけないという県の責任は当然あるわけでございます。そういうような意味におきまして、当然県だけの責任ではなしに、事業者、国、県、市、合わせて県民の皆様のために当然責任を果たしていくことに努めていかないといけない。繰り返しになりますけれども、そこで汗をかいて、信頼を確保していくしかないというふうに考えておるところでございます。

○尾村利成議員 じゃあ、またちょっと答弁になってないんだけど、じゃあモーターの交換未報告の問題で、1年もの間、中電未報告だったんですよ。県として、この中電のやり方納得してますか。おかしいと思いませんか。どうです。

○総務部長(赤松俊彦) 6月3日に中電から報告されました報告書におきましては、中電といたしましても、いわゆる安全管理に対する意識につきまして、中電自体としてもそれが不備な点があったというふうなことをみずから根本原因として認められまして、それに対する対応策を今後とっていくというふうな報告書が提出されておるところでございます。県といたしましては、その報告書が実行されますように監視をしながら、着実に今後安全体制が確保されるように努力をしていかないといけないというふうに考えておるところでございます。

○尾村利成議員 部長、すれ違いですけど、頼みますよ。

言い方変えます。中国電力はそりゃ大問題、悪いです。だけど、県の責任あるんですよ。じゃあ、中国電力は2006年、土用ダムの測定データを改ざんし、国に虚偽の報告をしていた、知ってますね。そして、下関発電所での公害防止協定違反を行ったの、知ってますね。2007年には、トラブル事象を隠すなど29件の不正、不適切事案が発覚しましたね。そのうち2件は経済産業省から行政処分を受けましたね。活断層の見落としは何度もありましたね。火災を起こしたけども、県に通知しないこともありましたね。安全協定違反を犯しましたね。中電は幾度となく県民を裏切り続けてきたんですよ。で、問題発覚のたびにごめんなさいって謝罪はするけども、全く安全対策や隠ぺい体質が改善されてこなかったのが今回の現状でしょう。

私が言いたいのは、こういう中電がいいかげんなことをやっとならぬけど、県は何て言ってきましたか、今まで。プルサーマルの事前了解に当たって、中国電力に対して県は何て言いました。適正な運転してるって言ったじゃないですか。この判断誤ってましたね。ここ認めてください、県としての判断誤ってた。そこを反省することなしに、県としての安全確保対策立てられませんか。どうですか。

○総務部長(赤松俊彦) 中国電力におきましては、今回、保守の不備の再発防止対策ということを策定したことでありまして、先ほどから申し上げさせていただきますように、今後、国、県、市などの検証を通じ、これが確実に実行されていかなければならないというふうに考えてございます。そういうふうなことを通じまして、適正な運転というのを確保していくものだというふうに考えておるところでございます。

○尾村利成議員 いや、違うって。中国電力、じゃあ適正な運転したって県は言ってたんですよ。適正な運転でしたか、この間の運転が。適正でしたか、どうですか。中国電力の運転、適正でしたか。それが島根県の公式判断ですか。どうですか。

○総務部長(赤松俊彦) 適正をどのように判断するかということはなかなか難しい話ではありますけれども、やは

り安全に対して各主体がそれぞれの役割に応じながら努力をしていくということで、それで適正な運転を確保していく、あるいはしていかなければならないというふうを考えておるところでございます。

○尾村利成議員 私、辞書引きました、適正。読んで字のごとく、正しい。中国電力は正しい運転をしていましたか、どうですか。

○総務部長(赤松俊彦) その点につきましては、何度も申しますように、それぞれの役割を確認しながら、やはり適正に運営をしていかなければならないというふうにお答えをさせていただくということになろうかと。

○尾村利成議員 議長、注意してください。適正な運転じゃないでしょう、部長。これ適正な運転だと言われたらだめですよ。適正な運転じゃないでしょう。教えてくださいよ。中電の運転、適正じゃないでしょう。

○総務部長(赤松俊彦) 今回の事件につきまして、当然安全管理上不備があったというのは、それはまさしくそのとおりだと思っております。そういうのを関係者で役割分担をしながら、それを適正運転を確保するために努力をしていかなければならない、それで私ども汗をかいていけないといけないというふうにも思っておるところでございます。

○尾村利成議員 何で答えられないか。簡単なんです。適正な運転ではないと言ったら、プルサーマルが、地元了解、これ撤回しないといけないからです。それは島根県がプルサーマル、これ了解したときの判断が、中国電力の適正な運転がプルサーマルの前提条件だったからです。ここが崩れるからでしょう、部長。だから、適正な運転ではないと言えないんですよ。

だけど、私はあえて言います。これは県民の命がかかった問題だから。プルサーマルの了解の前提条件は2つあった。1つは国による厳格な安全審査、もう一つは中国電力における適正な運転、この2つが前提条件だったんですよ。何度も議会でこれはやり合ったわけです。崩壊したじゃないですか、この前提条件は。どうですか。

○総務部長(赤松俊彦) 何度も繰り返しの御答弁になりますが、国によるプルサーマルの安全審査というのは、これも事実関係でございますが、平成20年10月にまず終了しておるところでございます。次の運転に関してでございますが、中国電力において今回抜本的な再発防止対策を策定をしたところでございます。今後、国及び県、市がこれをチェックをして、これが確実に実行されるというようなことを通しまして、適正な運転が確保されていくというふうを考えておるところでございます。

○尾村利成議員 大変残念な答弁ですね。

知事、今、論戦の経緯聞いていらっやっと思えます。プルサーマルの地元了解ね。昨年3月、中国電力に対しても、それから経済産業省に対しても、最終了解の文書を出されたときに何て書いておられたか。これは何て書かれたかといったら、地域住民の信頼を得られるような安全確保の体制が不可欠ですと、こう書いて回答されたんですよ。今どうですか。地域住民の信頼はありませんよ。この時点でもうプルサーマルそのものの中止ということが私は筋だと思いますけれども、先ほど言った前提条件崩壊してるわけですから。知事、プルサーマルは撤回するというのが筋じゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 先ほどのやりとりをよく聞いておりますが、安全体制の確保ということが最も大事な課題でございます。それが不可欠であります。ただ、いろんな工場の運営とかにつきまして、いろんな中の連絡体制とか、あるいは報告の仕方でありまして、安全体制に直ちに大きな問題を起こすようなことでないことにつきまして、今回のようなことがあったわけでありまして。そのこと自体、大変遺憾であります。そういうことがないように、我々は中国電力に強く申し入れると同時に、国に対しまして、そういう信頼を失うような行為が起きないように、ぜひきちっとやってほしいということを申し入れておるわけでございます。

そういう意味におきまして、今の適正論議、適正という言葉の定義もありますけれども、やはり一番の根本のところは、安全に運転をされると。そういう意味におきまして、御指摘のようにそういう報告漏れがあったり、あるいは部品をかえる時期に、現場のほうでは大丈夫だという判断でしなかったとか、そういうことはやはり潜在的には大きな問題につながるおそれがありますから、きちっとやる必要がございますが、そういう意味におきまして、単純に、単純にと申しますか、1かゼロかというような問題としてとらえるのは難しい問題ではないかというふうに総務部長

は答えておるわけでありまして、この問題につきましては、やはり全体として安全な体制がとられるように我々として努力をする、それから中国電力がそのためにあらゆることをするのは当然でありますけれども、国が最終的には、法的な制度としては国が監督する立場にありますから、国にそうしたことをきちっとやってもらうように我々は国に働きかける、そういうことが我々にとって大事なことだと思います。

もともと原子力発電ということの問題に戻りますと、やはりエネルギーの需要が世界的にも変わってまいりまして、そういうものに各国とも対応しなければいけないという現実の中で起こっておるわけでございまして、そういう大きな枠組みの中でいかにして安全な原子力発電を確立していくかと、これが国の役割であり、あるいは私どもの役割であるというふうに考えておるところであります。

○尾村利成議員 知事、私ちょっと認識が甘いと思うんですよ。今回のモーターの未交換は本当に大変だったんですよ。これは、このモーターが正常に作動しないと原子炉の溶解が起こる、放射性物質の流出という最悪の事態さえも懸念された問題なんですよ。その点では、私ちょっと安全感覚が少し薄いんじゃないかと思わざるを得ません。

それで、中国電力の社長は、自分たちにおごりがあったと言ったんですよ。このおごりを助長したのは島根県の責任もあるんですよ。中電に対してきちっと物言わなかったからですよ。だから、私は県が中電にきちっと物言うためにも、安全協定第 12 条、適切措置要求権を使って、今、活断層の問題も大きな問題になってるから、調査するように言うべきじゃないでしょうか。この点どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) そういう道もあるわけですが、今回の問題に関しましては、中国電力のほうで自発的に運転の停止を行い、それから問題点を国に報告をし、それに対しまして国の指示があり、そこでさらに最終的に安全体制を確立するために何をすべきか、そういう作業に今入っておるところでございます。そういう点をしっかりやっていく必要があるというふうに思います。

ただ、議員が御指摘になりましたように、常日ごろ中国電力に対しまして私どものほうからさらに強く言うべきであると、言うべきであったという点はそうだろうと思います。これからもよく注意をするように、中国電力に対しましていろんな機会に言っていきたいというふうに思います。

○尾村利成議員 厳しく対応していただきたいと思います。

5. 2010 年（平成 22 年）9 月定例会一般質問 [2010 年 9 月 27 日]

「島根原発について」

○尾村利成議員 次に、島根原発についてです。

島根原発 1、2号機の点検漏れは 511 件にも上りました。中国電力の保守管理のずさんさに対し、県民の憤りが高まっています。

今回の問題は、原子力基本法の民主、自主、公開の原則に反し、安全確保の責務や情報公開などを規定する安全協定にも反する異常な事態でありました。中国電力は、私は悪質だと言わざるを得ません。それは、昨年の3月、中国電力は点検漏れを把握していながら、ことしの3月 30 日の公表まで実に1年間、情報を一切公開せず、黙ってないしょで点検漏れのまま原発を運転し続けていたからであります。悪質きわまりない。

今回の問題は、中電が原発では事故は起きないという安全神話につかっていたということ、そしてこの地域でただ1つ、唯一の電力供給源となっているおごり、そして目に余る異常体質が露呈したものであります。この間、中電は、土用ダムの測定データ改ざん、トラブル事象を隠すなどの不正、不適正事案に対する行政処分、相次ぐ火災発生未報告など、県民を欺き続けてきました。問題発覚のたびに、ごめんなさい、申しわけありませんと謝罪はするものの、根本的な安全対策や構造的な隠ぺい体質は全く改善されておられません。

保安院は、中電が最終報告書を提出したわずか3カ月後の9月6日に早々と運転再開を容認しました。しかし、県や市の安全対策協議会や、昨日、そして一昨日などでの住民説明会、昨日は知事が住民説明会御参加でございました。この場などでは、市民から、中電は根本的な原因の分析が甘い、反省がない、中電の体質が改善されていない、こういつて再発防止策の実効性を疑う意見が相次ぎました。2号機の運転再開について、住民の理解と

納得はいまだ得られていないということを私は強調するものであります。

そこで、中国電力の隠ぺい体質をただし、説明責任を果たさせる立場から、2点伺います。少し過去のものになりますけども、2点伺います。

1つは、自治体への多額な匿名寄附の問題です。

旧鹿島町、そして旧島根町、約48億円もの匿名寄附が行われておりました。電気料金は適正原価に適正報酬を加えて算出され、多額な寄附の有無について、事業者による説明責任は不可欠であります。電気料金と関係するわけですから、当然説明しなければなりません。

私は、事業者による自治体への多額な寄附は原発推進政策への誘導であって、自治体施策の変質につながると考えます。中電が旧鹿島町並びに旧島根町に多額な寄附を行ったのか行っていないのか、県としてこの点を明らかにさせるべきであります。県としての考えを伺います。

第2に、住民への説明責任を果たさせる問題です。

中電は、3号機増設に伴って、安全上、保安上として、片匂にあります宮崎鼻の土地を取得する計画でありましたが、地権者の同意が得られず、宮崎鼻の取得を断念したという経緯がございます。この点で、必要としていた土地が取得できなかったのにもかかわらず、関係住民に対する説明責任と土地の未取得に伴う安全対策が施されておられません。よって、住民の不安はいまだに渦巻いています。住民に対する説明責任と対策を講じさせるべきと私は考えますが、県の考えを伺います。

次に、安全協定です。

出雲市は、安全協定の締結を求めています。住民の安全確保を最優先し、原発の情報公開や情報伝達体制を強化するためにも、県として積極的に安全協定の締結に向けた対応策をとるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、地域住民との信頼関係構築についてです。

柏崎刈羽原発では、原発の運転状況の確認、住民への情報提供、事業者への提言などを行う、発電所の透明性を確保する地域の会が設置され、毎月定例会が開催されております。島根原発において、中国電力や関係機関、地元住民が定期的に意見交換を行い協議する場を設置すべきと考えますが、所見を伺います。

最後に、運転再開です。

保安院は、商業原発の5段階評価で、島根原発は最低評価である1としながら、早々と運転再開を許可しました。この保安院の安易な姿勢に対しても、住民の不安が高まっております。県民の命と安全を守る県として、運転再開に当たっては、住民の合意、納得が得られ、中電の安全対策や構造的な隠ぺい体質の改善が図られるまで許可はすべきではありません。知事の所見を伺います。

(追加)原発の問題です。知事、私は決して中国電力が憎いわけじゃないんです。これは放射能漏れ等の事故が起こったら、県民の命にかかわる大問題です。中電は、安全文化の醸成に努めるということを言ってるわけですけど、外に向かってはそういうことを言ってるけど、中ではそうになってないんですよ。残り3分。

内部では、女性社員が、会社の不適切な業務、サービス残業をただしてくださいとか、上司のセクハラ問題等々発言して、会社の上層部にこういう社員に対する不適切なことはやめてくださいということで頼んだわけです。発信したわけです。そうすると、会社側はその方に対してさまざまな嫌がらせ、不当な差別を行って、男女雇用機会均等法に反する女性差別が今行われてる。

これは今、係争中ですから、この件に対してのコメントということはないと思いますけど、私は、外ではそうやってきちっとルールを守ります、法令遵守しますと言いながら、足元である社員の中ではそういうことが行われてる。私は、そういうことでは本当の意味での保守管理や安全対策はできないと思うわけです。ですから、この点で、中国電力に対して県として私は厳しく言うべきことは言わないといけない、このことを強く求めて、第1問目の質問とさせていただきます。

○知事(溝口善兵衛) 尾村議員の御質問にお答え申し上げます。

次に、島根原発の関連でございますが、幾つか質問がございました。

私の質問としては、最初に、出雲市の安全協定、中電との安全協定の問題についてお答え申し上げます。

出雲市は、原子力発電所の危機管理の情報を近辺の住民の方々にお伝えをしなければいけません立場にあるわけがあります。そういう情報の提供は、県からの情報提供等に頼ってきておられるわけですが、やはり出雲市自身も中電から直接その情報を得たり質問をしたり、そういうことをしたいということをおっしゃられます。当然のことです。

そういう意味におきまして、出雲市と中電との間の情報連絡の内容、方法、時期等につきましては、基本的に両

者の間で議論がされていきますけども、県としましても出雲市と中国電力との間のこの問題につきましては前向きに検討しております、事務レベルで現在協議をしております。今後も出雲市の要請等がありましたら、両者の協議の場に職員を派遣するなど、必要な対応はとっていきたいということでもあります。

次に、中電等からの情報の提供、現状の説明等について、さらにそういう機会を設ける、機会を強化するという趣旨から、島根原発に関する協議の場の設置についてのお話がありました。

これは柏崎の刈羽原発の例も引かれましたが、関係機関や地元住民が定期的に意見交換や協議を行う場というもあります。先般の県の安対協の場におきましても、そういう場を設けてはどうかという御意見もありました。その際に私は、それは必要なことでありまして、そういうことを検討していきたいと、中電ともよく相談をしていきたいと答えてるところでございます、ぜひそういう場を実現するように努力をしていきたいと思っております。

それから次に、運転再開の問題であります。

まず、議員は、21年度に保安院が行った日本全国の原子力発電所の保安活動の総合評価について指摘をされたわけです。それでは中国電力は最低になったということでもあります。それはまさに今回の保守管理の体制の不備がその評価の中に盛り込まれたから最低になったわけでもあります。

しかし、それを受けまして、今年の3月末に問題が中電から国のほうに報告をされ、その後、中国電力におきましては、国の保安院の指導監督も受けながら再発防止対策を講じてきておるということもございます。原子力安全・保安院のほうは、そうした再発防止の対策がきちっと行われておるのか、あるいはそのための体制の整備はちゃんと中電においてできたのかということ、2度にわたる特別な保安検査におきまして調べたわけですね。その結果、9月6日でございますが、そういう対策が着実に実施をされてきておる等の確認をされ、確認を最終的にまとめられ、そのことを受けまして、中国電力から国の命令により提出をされておりました保安規定の変更申請を認可するというので、運転再開を監督、保安院の立場から認めるということになったわけでもあります。

その際、保安院のほうは私どものほうにも参りまして、そういう説明をいたしました。2号機の運転再開に当たっては、安全上の問題はないと。しかし、この改善のいろんな措置、体制がきちっと定着していくか、保安院は引き続き特別な監視のもとに中電を指導監督していくということをおっしゃられるわけでもあります。私どもは現在、そうした国の判断が適正なものかどうか見きわめる、あるいは地元の皆さんの御意見をお聞きするというプロセスにあるわけでもあります。

県としましては、まずやはり松江市と一緒にでありますけれども、改善策が島根原発でどのように実行をされておるのか、あるいはどういう体制になっておるのか、あるいは交換が行われなかった部品の取りかえ等々の問題がきちっと保安院の言うとおりになって改善されておるのか、そういう点を確認をされておるわけでもあります。また、この問題は非常に専門的な知識を要するわけでございます、県はそのために原子力安全顧問という方を、大体原子力関係の大学の先生等が中心でありますけれども、先生にこうした場面では御意見を聞くということをやっております。原子力安全顧問からも御意見を聞いたりしております。さらに、県の安全対策協議会からも意見を聞き、また住民の方々にも説明会を松江市とともに開き、意見を聞いてきておるということもございます。

先週土日に鹿島町と島根町、そして松江市において昨日、住民の方々に、国、中国電力、そして県、市が説明をし、それに対して御意見、御質問等を受けたわけでございます。その席上でどういう意見があったかということ若干紹介しますと、運転再開につきましては賛成反対双方の意見があったと思っております。それから、再発防止対策を確実に実行して安全・安心の体制を確立してもらいたいという意見があります。それから、中国電力は職員の人たちを含め、あるいは経営陣も含め、安全の意識というものがきちっと浸透し、それに基づいて適切な保安管理が行われるようにしてもらいたいという話、それから情報が必ずしもわかりやすいわけではないと、そういう面での改善、あるいは情報の公開をきちっとやってほしいといった話がありました。それから、国、県、市におきましては中国電力の取り組みの状況を継続的に確認をしてもらいたいというような意見が主要なものであります。

私どもといたしましては、議会でもこの問題が委員会で議論もされるのではないかと思います、議会での御意見、あるいはこれまでいろいろ専門家等々から意見を聞いておりますけれども、そういうものを総合的に勘案して、県としての対応を取りまとめまして、国に伝えていく考えであります。昨日も終わった後、それはいつごろになるのかという質問がありました、それはまだいろんな意見もありますし、そういうものをしんしゃくをする必要もあります。さらに、松江市の判断もありますし、いずれにしても時期はまだ確定しておりませんということをお答えしております。

大事なことは、定着をしていくということでもあります。それは短時日にはわからないわけでもあります。これまでいろいろな問題出てきたけども改善が十分できなかったという問題に見られますように、やはりこの問題につきましては中国電力の対応を私どもがよく監視をしていく。最も大事なことは、国がやらないと、国が一番の直接の監視者でありますから、あるいは監督者でありますから、国がきちっとやるように私どもも要請しておりますけれども、国が

そういう特別な監視の体制を維持して、中国電力がきちっとやっていくと、何か問題があればきちっと指摘をして必要な措置をとるといったことが大事じゃないかと思えます。そういうプロセスを経ずしてこの問題が解決していくのは難しいと思えます。そういう観点から、今この問題について私どもも検討しておるといった状況でございます。

私からの答弁は以上であります。

○地域振興部長(長谷川眞二) 私からは、島根原子力発電所に関連して2点お答えいたします。

まず、中国電力が旧鹿島町、旧島根町に寄附を行ったかどうかを明らかにすることについてであります。

旧鹿島町などに多額の寄附があったことは承知しておりますが、この寄附金がどこからのものかにつきましては公表されていない状況にあり、また寄附を受けるかどうかといったことにつきましては、地方自治の本旨からも、それぞれの自治体の考えで進められるものであります。しかしながら、一般論としましては、今日の社会におきまして、行政においても企業においても説明責任を果たすことが求められておきまして、そうした考え方のもとでそれぞれが判断される必要があると考えております。

次に、宮崎鼻の土地の取得を断念したことに対する住民への説明責任などについてであります。

宮崎鼻の土地の取得につきましては、もともと新たな設備を設置する計画はありませんでしたが、3号機増設に伴い設置する設備が西北側境界に近づくことから、設備を管理する上でより安全を確保するという観点から取得を予定していたものと聞いております。この土地につきましては、御指摘のように、結果的に一部の地権者の方の同意を得ることができなかったことから取得を断念し、敷地境界の変更手続を踏まえまして、最終的に3号機の増設について国が許可をしております。また、保安上の観点からは、外部からの侵入防止の措置は講じられているところ です。

この件につきまして、具体的にどのように地元説明がなされたか承知しておりませんが、地元住民の方々の安全・安心にかかわることにつきましては、できる限り丁寧な説明がなされる必要があると考えております。以上でございます。

○尾村利成議員 2点ほど伺わせさせていただきたいと思えます。

私は、原発の問題で2点、知事と地域振興部長に伺いたいです。

まず、地域振興部長は先ほどの御答弁の中で、私は寄附金の問題、それから宮崎鼻の問題言いました。地域振興部長の御答弁は、寄附金の問題、この点で言えば説明責任というのは求められるという話をされました。それから、3号機増設に伴う宮崎鼻取得に係る経緯についても、周辺住民に対して納得ある説明をすべきだという趣旨の御答弁いただいたと思えます。

私は、地域振興部長にお願いしたいのは、県としてはそのように考えられるのであれば、電力会社、事業者のほうにきちっと県としての考え方、あるべき方向という点を助言または申し入れ等をしていただきたいということあります。県としての助言、アドバイス等していただきたい。この点、これは地域振興部長の再答弁を求めたいと思えます。

それから、原発の問題で知事にお願いしたいんです。知事から詳しい答弁いただいたわけですが、私、さきの6月県議会で少し総務部長と一問一答で論戦をさせていただいたんですね。それは、電力会社の運転が私は不適正じゃなかったですかと、適正なのか不適切なのかという話で、私はこれは不適切じゃなかったですかという話を指摘したんですけども、保守管理がですね、安全対策がそうではなかったかと言ったんですけど、なかなか適切だという答弁はもらえませんでした。

私は何が言いたいかというと、やはり事実を照らして、事業者に対して毅然と物を言うべきことは言わないといけない、こうしないとやはり安全確保が図られないと思うわけです。原発問題の指導監督権限、これは確かに国にあります。保安院の厳格な指導監督というのが求められてます。しかし、県としても、これ立地してるのは松江にあって、島根県にあるわけですから、県として事業者に対して言うべきことを言わなきゃならない。私は、やはり県にしても県議会にしても、住民の命と安全を守る責任が私たちにあるわけですから、だから私たちの仕事として、1つに徹底した指導監督を県としてもしっかり行っていくということは必要だと思えます。

それから2つ目に、やはり事業者に対して言うべきことはきちっと言う、やるべきことは県としてきちっとやる、私はこのことが必要だと思うんです。知事、この点は私、答弁求めませんが、よく申し上げるのが、原発の安全協定の中で12条の適切措置要求権使ったらどうですかって私言いますね。これは活断層を徹底調査するために県として発動したらどうですかと言いますね。私はこの間の事業者見てて、やはり許可権限持つてる国の言うことはすぐ聞くんですよ。国のほうが、もう少し活断層調査すべきじゃないかという指摘されたら、それはすぐやるわけです。だけど、県に対しては謝罪はするけども、本当に県に対してどうなのかなというふうには思わざるを得ないわけ

です。

私は、当然国がやるのは当然だと思うけど、県としても言うべきことはきっちり、やるべきことはきっちりやる、この決意を知事に再度伺っておきたいということでございます。以上であります。

○地域振興部長(長谷川眞二) 中国電力に申し入れてはどうかということでございますが、一つ一つの事案につきまして指示する立場ではございませんが、先ほど申し上げました一般論につきましては機会あるごとに申し上げていきたいと思っております。

○知事(溝口善兵衛) 尾村議員の御指摘、中国電力のいろんな不備の問題等について、国が監督指導するのは当然であります。それだけでなく、地元としてきちっと問題点あるいはやるべきことを中国電力に言う必要があるということでございます。

それはそのとおりであります。我々はそういう趣旨で中国電力にはいろいろ申してきております。申し入れをしております。私は、国に対しても申しております。国のいわば法的な枠組みの中では、国が指導監督をするわけですから、国もきちっとやってほしいということを言います。今回の事例のように、保安院は保安規定の変更申請を認可して、いわば法的には再開していいですよということを中国電力には法的には言ってるということなんです。しかし、私どものほうは国に対して、やはり住民の方々の理解をちゃんと得なきゃいかんし、どういうことが起こったということを国がよく説明しなきゃいけませんよと、我々のほうもそういう手続をちゃんとやって、その上で考えますよということを言ってるわけです。それは同様のことは中国電力に対しても言ってるわけでありまして。

したがって、ただ、議員の質問の中でもありましたが、さらにそういう仕方を密にやっていくということは考えるべき課題だと考えております。そういう意味で、きちっとやる。例えば中国電力の今回の案件に対しての改善措置がきちっと実行される、あるいはそれが社員、経営陣の中に定着をしていく、これはきつと時間をある程度要するでしょう。その間、国もきちっと保安監視を、特別な監視を続ける必要があるでしょうし、私どもも続けていきたい。そういう過程において、きちっと中国電力に対しても物申していくということでございます。

6. 2010年(平成22年)11月定例会一般質問 [2010年12月1日]

「知事の政治姿勢について(島根原発の安全確保について)」

○尾村利成議員 次に、島根原発の安全確保についてであります。

点検漏れなど保守管理の不備に当たり、住民の不安が高まっています。県は国に対して、事業者への厳格な指導監督を求めています。原発の危険を未然に防ぐには、推進機関から独立した規制機関の確立が必要であります。世界の多くの国では、原子力の安全のための規制の仕事は、原子力発電を推進する行政部門とは切り離されております。例えば、イギリスでは保健省が、ドイツでは環境省が、アメリカでは原子力規制委員会が規制の仕事に当たっています。しかし、日本では規制機関である保安院が推進機関である経済産業省から独立していません。これでは、国民が信頼できる安全行政が成り立つはずはなく、事業者への厳格な指導が担保できないではありませんか。国に対し、規制機関と推進機関との分離独立を要求すべきであります。知事の所見を伺います。

県がプルサーマル運転を了解した前提の条件は、国による厳格な安全審査と中国電力における適正運転の確保にありました。しかし、この間、中電は火災の発生がありながらも、県への報告がおくれるなど、安全協定に反する事態を繰り返してきました。また、511カ所もの点検漏れが発覚し、保守管理のずさんさも明らかとなりました。今後また新たな保守管理の不備や安全協定違反があった際には、直ちにプルサーマルの許可を撤回すべきであります。そして、安全協定条項に罰則規定を盛り込むなど毅然とした対応をとるべきでございます。知事の所見を伺います。

○知事(溝口善兵衛) それから次に、島根原発の安全性確保に関連しまして、安全規制機関と原子力の発電を推進する機関、これを2つ分離をすべきではないか。これは基本的にそういう方向で、各国もそうですし、日本もそういう方向で進んできていると思います。ただ日本の場合は、経産省の中に保安院と資源エネルギー庁という2つの組織があると。同じ大臣のもとに2つの組織があるという意味では、役所が違うというよりはちょっと違う関係にはなっております。そういう意味で、分離をする考え方は一般的にあるんだと思います。そこをどこまでしたほうが

いろいろな面でいいかという政策の判断にもよるところがあると思いますが、実は原子力発電所が立地をしている県等におきましては、14 道県の知事が集まりまして、原子力発電関係団体協議会というのを構成しております。その協議会におきましては、国に対しまして、安全規制を行う組織の独立性を高めるなど、あらゆる角度から原子力安全規制のあり方について議論する場を設けることをこれまでずっと提案しているところでございます。

それから、経産省におきましても、私ども資源エネルギー庁と、それから保安院両方接触しますけれども、彼らの中では分離をされておいて、保安院が推進の立場に立つことはありませんし、そういうことはあると思います。ただ省のベースで変えるかどうかという議論は当然あり得るというふうに思いますが、現状はそうなっているということでもあります。

それに関連しまして、本年6月開催をされました経済産業省の政策会議というのがあります。各省に政策会議がありますけれども、そこでは同省の副大臣から、6月初めから保安院の分離について議論を始めるとの発言がありまして、その後、9月には、有識者、原子力発電立地自治体の首長などから意見を聴取したと聞いておりまして、国の議論を私どもも注視をしていきたいと思っております。

それから、中国電力の保守管理の不備に関連をし、それと県、市、中国電力が結んでおる安全協定に関連した御質問があります。

私も、中国電力の保守管理の不備が続いておるといことは甚だ遺憾なことだと思っております。原子力発電は安全に行われると、そしてそれを地域の住民の方々が信頼をされると、そういうことがなければ、原子力発電というのはうまく推進されないわけでありまして、そういう意味で、私どもは適正な管理が行われるよう、中国電力に対してももちろん言いますが、私どもが特に言っておりますが、中国電力を監督している役所があるわけです。権限があるわけです。そういうところがしっかり監督をし、不備があったらそれを厳しく注意をする。それから、不備の是正策を出させる。是正策がちゃんと進んでいるかを、今の規制当局がちゃんと見なきゃいかんわけです。そういう意味で、私どもは、国に対して、今般の2号機の問題につきましても強く申し入れたところであります。それによりまして、国は特別な検査体制をしいて、さらに中国電力の改善策をよくチェックをして指導してきたわけでありまして、中国電力も外部の方々の意見を聞きながら、今後そうした不備が起きないようないろんな改善策を出しておるということでもございまして、技術の進歩もありますし、それからいろんなこともありますから、不備といったようなものが未来永劫に確率ゼロになるということは無理です。我々の大事なことは、そういう不備が仮にあるとしても、それが原子力発電の安全の問題につながらないようにする、そういう体制を構築していく。仮にあった場合には、それを直ちに実現をして、実際的な問題が起きないようにするということが当座必要なことでありまして、私どもは、今回の問題につきましても、国に対して強く申し入れ、中国電力に対しても申し入れ、さらに定期的に中国電力と国から改善策の実施状況なども、県、市、住民の方々に説明をちゃんとしてもらう場をつくるという体制をとって、その上で2号機の運転再開は了解をするという返事をしたわけでございます。

したがって、今後とも、国による監視、監督、それから私どもによる監視、監督をきちっと続ける、そういうものに対して中国電力がきちっとこたえる、そういうことによりまして、エネルギーの確保と同時に、安全な体制を確立するように努力をしていきたい。それが私どもの役目ではないかというふうに思っているところであります。

それから、そういう関連で、罰則の規定を設けてはどうかということがありますが、罰則という問題もそれは別途あるかもしれませんが、今の安全協定の問題として言いますと、まず法令によって国が不備等があれば罰則といいますか、処罰をしているわけです。運転をずっと差しとめるということは、一つの当然でありますけれども、会社の経営には大きな問題に、大きな影響があるわけでございますし、そういうものがちゃんとするまで長期間運転をやめさせるというのも一つの措置でございますし、それから安全協定について言いますと、安全確保のために県が必要と認めるときには運転停止を含め、適切な措置をとるよう要求ができるということになっております。そういうことでやりますが、私は中国電力に県が言うというよりも、監督している責任官庁がまずやらなきゃいかん問題だというふうに思っております。そういう意味で、国がちゃんとすると。国はそういう意味で、規制をすると同時に、エネルギーが足りないわけですから、石油資源が足りないわけですから、日本全体の経済発展のために、国は責任を持って安全な原子力発電を行わせるようにするというのは、国の最大の責務だと思います。責務のある人がちゃんとやるように、我々がプレッシャーをかけていく。それが大事なことでないかと考えているところであります。

原発・プルサーマル問題での本議会討論

1. 2006年（平成18年）6月定例会 本会議討論 [2006年7月4日]

「プルサーマル事前了解願いを基本的に了解とした知事判断について、この知事判断は適切、妥当なものであるとした委員長報告について」

最後に、「プルサーマル事前了解願いを基本的に了解とした知事判断について、この知事判断は適切、妥当なものであるとした委員長報告について」です。

島根原発2号機でのプルサーマル実施について、県民の理解と合意はありません。プルサーマル導入は、県民の命と安全を脅かすものであり、断じて認めることはできません。以下、その主な理由を4点申し上げます。

第1に、県民の不安は解消されておらず、県の説明責任は不十分であり県民の理解と合意は得られていないことです。県は、プルトニウム懇談会や安対協顧問の意見を聞き了解の判断に至ったとし、この判断で県民の理解が頂けるものと強弁します。そして、この間、プル懇の議論をホームページに公開したり、新聞広報を行ったから県民への説明責任は果たしていると言いますが、果たしてそうでしょうか。

現在、松江市では住民説明会を開催中であり、8月には公開討論会を計画しています。そして、これらの中から出された地元の意見や質問を集約し、国に対して質問をし、またその回答を市民に返し、市民合意を計るとしています。

一方、県は住民説明会の開催やシンポ、公開討論会の開催など、一切実施せず県民の意見を掌握する努力を怠った上で拙速に了解の結論を出しました。

経済産業省でさえプルサーマル導入は住民合意が前提であるといっています。県民の理解と合意を得ず県民を置き去りにした上でのプルサーマル容認は許せません。

第2は、プルサーマル計画自体が、原発の現状の危険をいっそう増大させる「百害あって一利なし」の計画であるということです。

プルサーマル計画には、①アクチノイド(ダーティプルトニウム)の量が増えて、原発で働く人々への危険を増大させる ②大事故(過酷事故)が発生すれば、被害をいっそう増大させる ③外国の事例をはるかに越える大規模なもので、いきなり営業炉に導入することは周辺住民をモルモット代わりにした危険な実験にまきこむ ④モックス燃料が使用済みになれば、ウラン燃料の使用済みより厄介になる ⑤核燃料サイクル政策は経済性もなく、国民負担を増大させる ⑥プルトニウム循環に固執してきた国の原子力政策が破綻し、国民に「百害」を押しつけるものである—など多くの重大な問題があります。

第3には、今年の5月6日と相次いで、広島工業大学の中田高教授によって、新たな活断層が発見され、島根原発の耐震安全性が根底からくつがえっていることです。

中田教授は、千数百年前に活動した全域18キロの活断層で、M7クラスの地震を起こす可能性があるとして強調し、1、2号機はもとより、3号機も含め、国の設置許可審査が誤りであったことを指摘しています。

第4には、金沢地裁の志賀原発「運転差し止め判決」で、島根原発も含め既存原発の国の耐震設計審査指針に科学的妥当性がないことが指摘されたことです。

島根原発の耐震設計に用いられている基準地震動(S2)は、M6・5の直下型地震を想定して、1号機=300ガル、2号機=398ガル、3号機=456ガルとなっています。ところが、2000年10月に起きた鳥取県西部地震は、活断層がないとされた地域にもかかわらずM7・3の地震が発生。しかも、震央から約8キロ離れた場所で、地下百メートルの岩盤に設置された地震計で最大574ガルを記録しました。

島根原発近くに巨大地震を引き起こす活断層があり、島根原発の耐震設計が、そうした地震に耐えうるものではないこと、さらにプルサーマルの場合は、現在の原発と比較にならない大被害を及ぼす危険性は明らかです。

知事は、プルサーマル実施は国による厳格な安全審査と中国電力における適正な運転が前提だといっています。金沢地裁判決や新たな活断層の発見は、この間の国と中電の安全審査が杜撰であり、国と中電の信頼性は崩壊しており、プルサーマル実施の前提が崩れ去っています。

以上の理由から、島根原発の耐震安全性の抜本的見直しをはかるとともに、プルサーマル計画への了解を撤回することを求めます。

よって、プルサーマル事前了解願いを基本的に了解とした知事判断について、この知事判断は適切、妥当なものであるとした委員長報告について反対いたします。

2. 2009年（平成21年）2月定例会 本会議討論 [2009年3月12日]

請願第36号「島根原発プルサーマル運転の許可について中国電力に活断層の徹底調査をさせるよう求める請願」

請願第37号「島根原発のプルサーマル計画に同意しないことを求める請願」

最後に、請願第36号「島根原発プルサーマル運転の許可について中国電力に活断層の徹底調査をさせるよう求める請願」ならびに請願第37号「島根原発のプルサーマル計画に同意しないことを求める請願」についてであります。

これら請願は、プルサーマル計画に同意しないことを求めるとともに、徹底した活断層調査を求めるものであります。プルサーマルは、原発の使用済み核燃料を再処理して抽出したプルトニウムをウランと混合したMOX燃料にして再び原発で燃やすものであります。

プルトニウムは毒性の強い放射能を含むため、過酷事故が起きれば、ウラン燃料の事故の場合より死者・発ガン率は大きくなります。

国内軽水炉での実績はないに等しく、プルサーマルをいきなり営業炉で行うことは、松江市民をモルモット代わりにしたものであり、住民の安全を無視した暴挙であります。

また、使用済み核燃料の処理方法は決まっておらず、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設地も未定であり、国の核燃料サイクルの行き詰まりは明白ではありませんか。こういうもとのプルサーマル導入は絶対に許されるものではありません。

プルサーマル実施について、地元松江市民が合意していないことは明瞭であります。プルサーマルを推進しているのは、国と中国電力だけであります。政治の主人公は主権者たる市民、県民であり、その県民の理解と納得のないプルサーマル計画に同意することは、県政への不信を広げることになるではありませんか。

耐震安全性の問題では、この間、三度も活断層の訂正を行いながら、それでも安全と開き直る中電と国の姿勢に対し、県民の不安と怒りが渦巻いています。

科学者は日本列島が地震の活動期に入ったと警告しています。今すべきことは、事業者たる中国電力とその安全審査を是とした国が徹底した活断層調査を実施することです。そして、この間の活断層の見逃しについて、猛省すべきであります。

専門家は活断層のさらなる延伸を指摘しています。県民の命と安全を守ることは自治体の責務であり、県としては、安全協定第12条を発動し、徹底した活断層調査を事業者に求めるべきです。

以上の立場から、本請願の採択を強く求めるものであります。